参考資料３

第 82 回がん対策推進協議会
（令和４年９月 20 日開催（厚生労働省））
資料８より

がん診療連携拠点病院等の指定要件見直しに関する資料からの抜粋

がん診療連携拠点病院等のあゆみ

➢平成１３年８月　**地域がん診療拠点病院の整備に関する指針**

➢平成１４年３月　**地域がん診療拠点病院の指定開始（５施設）**

➢平成１７年４月　がん医療水準均てん化に関する検討会報告書

- 拠点病院指定要件をできる限り数値を含めて明確化すること、地域がん診療拠点病院を、診療・教育研修・研究・情報発信機能に応じて2段階に階層化すること、特定機能病院を指定の対象とすること等が提言された。

➢平成１８年２月　**がん診療連携拠点病院の整備について（健康局長通知）**

➢平成１８年６月　がん対策基本法　成立

➢平成１９年４月　がん対策基本法　施行

➢平成１９年６月　がん対策推進基本計画（第１期）の閣議決定

➢平成２０年３月　**がん診療連携拠点病院の整備について（健康局長通知）**

➢平成２４年６月　がん対策推進基本計画（第２期）の閣議決定

➢平成２４年１２月～　がん診療提供体制のあり方に関する検討会

➢平成２６年１月　**がん診療連携拠点病院等の整備について（健康局長通知）**

➢平成３０年６月　がん対策推進基本計画（第３期）の閣議決定

➢平成３０年７月　**がん診療連携拠点病院等の整備について（健康局長通知）**

➢令和４年８月　**がん診療連携拠点病院等の整備について（健康局長通知）**　**※現行の整備指針**

- 全ての類型において、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に、特例型として経過措置的に指定類型を見直すこととし、地域がん診療連携拠点病院（高度型）は廃止した。
- 更なるがん医療提供体制の充実、特性に応じた診療提供体制の整備、都道府県協議会の機能強化などを中心に見直された。

がん診療連携拠点病院等の指定要件見直しについて（令和4年8月）

今回の指定要件見直しのポイント

都道府県協議会の機能強化

- 希少がんや特殊な治療法についての役割分担
- 感染症のまん延や災害等におけるBCPに関する議論
- 都道府県内の診療機能および実績の収集・分析・評価・広報
- 診療従事者の育成および適正配置に向けた調整

更なるがん医療提供体制の充実

- がんリハビリテーションの体制整備
- 全ての診療従事者の緩和ケアへの対応能力の向上
- がん相談支援センターの周知に向けた取組

それぞれの特性に応じた診療提供体制

- 希少がん・難治がんに対する対応
- 小児・AYA世代のがん患者に対する対応
- 妊孕性温存療法のための体制整備
- 高齢者のがん患者に対する対応

指定に関する課題の整理

- 地域がん診療連携拠点病院（高度型）の廃止
- 医師数が300人以下医療圏における緩和要件の原則廃止
- 拠点病院等（特例型）の導入
- 要件未充足の際の対応についての整理

がん診療連携拠点病院等（令和4年8月　整備指針）

- ➢ 「都道府県がん診療連携拠点病院」「特定領域がん診療連携拠点病院 」「地域がん診療病院」に特例型を新設する。
- ➢ 「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」は廃止する。

〈がん診療連携拠点病院等の全体像〉

都道府県協議会の体制を強化

第14回がん診療連携拠点病院等のあり方に関する検討会
資料１より抜粋（2022.7.21）

◆都道府県がん診療連携協議会（都道府県協議会）

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

都道府県がん診療連携拠点病院
- ・都道府県における中心
- ・都道府県下の拠点病院等のとりまとめ（研修実施、情報提供等）

都道府県がん診療連携拠点病院（特例型）
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療連携拠点病院
- • がん医療圏に原則１か所整備
- • 専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

地域がん診療連携拠点病院（特例型）
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

特定領域がん診療連携拠点病院
- • 特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

特定領域がん診療連携拠点病院（特例型）
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療病院
- • がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に１か所整備
- • グループ指定（隣接するがん診療連携拠点病院との連携）

地域がん診療病院（特例型）
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

国・厚生労働省

↑

◆都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（国協議会）

国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

国立がん研究センター（２か所）
- • がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- • 都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、情報提供、人材育成等の役割を担う
- • 我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

都道府県協議会と拠点病院等の関係性

第８回がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ
（令和４年５月30日）
資料１より抜粋・一部改変

都道府県協議会

- ・国のがん対策推進基本法及びがん対策推進基本計画、都道府県のがん計画等を強力に推進する役割を担う
- ・都道府県全体のがん医療の質の向上を担い、そのための議論・調整・広報等を行う
- ・特定機能病院等を中心とした高度ながん医療に関する人材育成、医師の適正配置における議論・調整を行う

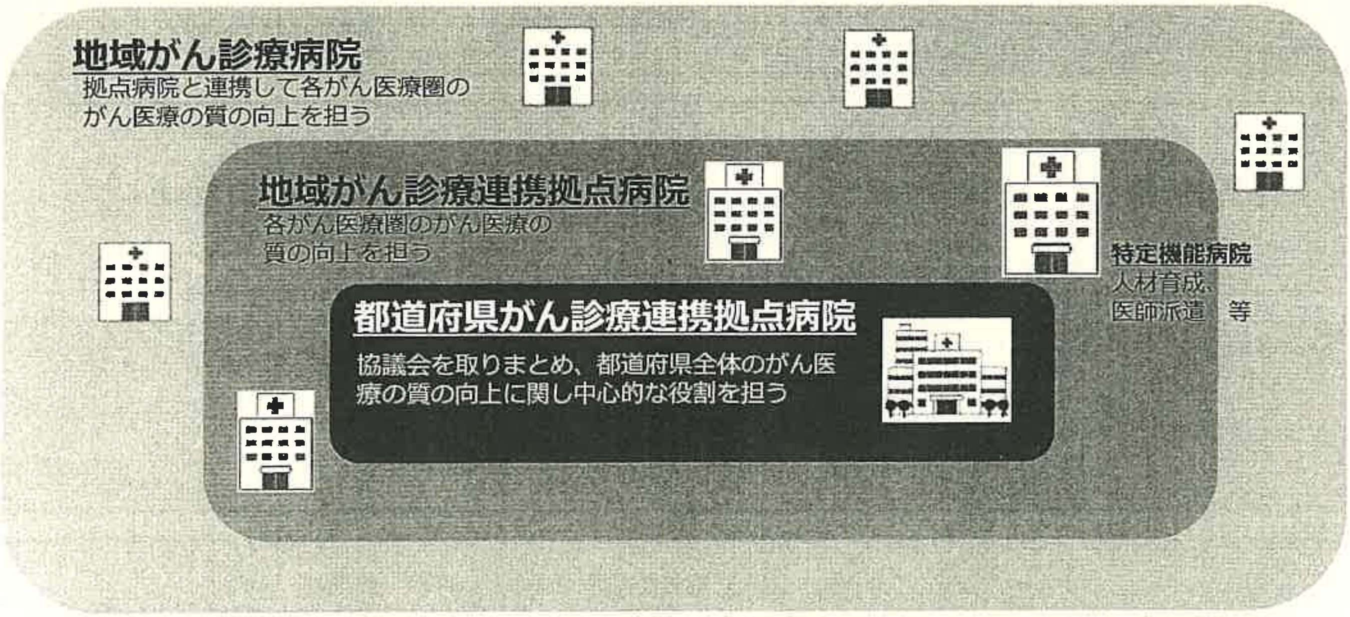

グループ指定	データ分析、評価、共有	連携協力体制の推進	人材育成	人員配置	広報	ＢＣＰ体制構築	etc･･･